

野田市公告第99号

事業計画変更に伴う野田都市計画道路事業の施行について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、事業計画変更に伴う野田都市計画道路事業については、次のとおり公告する。

令和6年3月29日

野田市長 鈴木 有

1 都市計画事業の種類及び名称

野田都市計画道路事業3・4・28号 愛宕西駅前線

2 施行者の名称

野田市

3 事務所の所在地

野田市鶴奉7番地の1

4 事業地の所在

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

5 施行期間

平成27年3月24日から令和7年3月31日まで